

容器保安規則等の一部を改正する省令等についてに対する御意見

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>耐震設計上の毒性ガスについて (内容) 「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」第1条第9号 第一種毒性ガス 及び 第10号 第二種毒性ガスの掲名ガスについて第一種毒性ガスに掲名されている二酸化窒素並びに第二種毒性ガスに掲名されている塩化水素及びふつ化水素はいずれも掲名から外すことを検討ください。</p> <p>(理由) 一般則及びコンビ則(以下、「一般則等」)の毒性ガス定義の改正(平成28年11月1日改正)により、二酸化窒素、塩化水素、ふつ化水素は一般則等においては「毒性ガス以外のガス」と見直されました。高圧ガス保安法における整合を保つために、一般則等と関連する「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」においても同様の取り扱いが適切と考えます。 さらに、一般則等の毒性ガスの定義の見直しに合わせ、本告示における第一種毒性ガス及び第二種毒性ガスの区分け基準の明確化が必要と考えます。</p> <p>二酸化窒素:毒劇法の毒物に該当しない 塩化水素:毒劇法の毒物に該当しない(劇物に該当) ふつ化水素:毒劇法の毒物ではあるが、暴露経路がガス(吸引)の場合の急性毒性(LC50)が500ppm以下に相当しないため、毒性ガスには該当しない 「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号、平成29年7月25日)(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈 第2条関係 第1項第2号中毒性ガスについて」前段(コンビ則も同様)及び「高圧ガス保安法関係法令の平成28年11月1日改正に関する解説及びQ&Aについて(平成29年6月改正、経済産業省商務流通保安G高圧ガス保安室)問4-8-(2)」参照のこと</p>	<p>地震により設備が損傷する可能性を考慮した上で耐震性能を定める際の毒性ガスの取扱いを一般則等と同様として支障がないかについては、現在のところ調査がされていないことから、原案通りとさせていただきます。</p>
2	<p>混合ガスの毒性ガスの定義について (内容) 「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」第1条第9号 第一種毒性ガス、第10号 第二種毒性ガス及び第11号 第三種毒性ガスにおける混合ガスの扱いについて混合物の場合について、第一種毒性ガス、第二種毒性ガス、第三種毒性ガスあるいはこれら以外のガスに分類する基準及び方法を明確にしてください。</p> <p>(理由) 一般則(コンビ則も同様)における混合物の毒性ガスの判断基準は、「(一般則第2条第1項第2号に)掲名するガス又は毒物及び劇物取締法第2条第1項で規定する毒物との混合物については、毒性ガスの暴露経路がガスによる吸引であって、その急性毒性(LC50)が500ppm(4時間)以下である場合のものを毒性ガスの対象とする。ただし、掲名するガスが50%以上の混合物については、毒性ガスとして扱うこととする。混合物の急性毒性の値の計算方法は、加重調和平均とし以下のとおりとする。(「以下」の式の部分は省略)」「(高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号、平成29年7月25日)(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈 第2条関係 第1項第2号中毒性ガスについて」後段)とされています。</p> <p>一方、混合物の分類について、一般則と「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」(以下、「耐震告示」)を比較すると、以下の例のようになり、判断に混乱が生じると考えます。</p> <p>例1)ホスゲン(一般則に掲名の毒性ガスでガス吸引のLC50が500ppm(4時間)以下)の場合 1)単物質は、一般則では毒性ガス、耐震告示では第一種毒性ガス 2)混合物(ホスゲンの割合が50%以上または混合物のLC50が500ppm以下のもの)は、一般則では毒性ガス、耐震告示では第一種毒性ガス、第二種毒性ガス又は第三種毒性ガスのいずれか 3)混合物(ホスゲンの割合が50%未満かつ混合物のLC50が500ppmを超えるのもの)は、一般則では毒性ガス以外、耐震告示では第一種毒性ガス、第二種毒性ガス又は耐震告示第1条第9号から第12号に掲げるガス以外のガス(以下、「以外のガス」)のいずれか</p> <p>例2)塩化水素(一般則では毒性ガス以外のガス)の場合 1)単物質は、一般則では毒性ガス以外のガス、耐震告示では第二種毒性ガス 2)混合物は、一般則では毒性ガス以外のガス、耐震告示では第二種毒性ガス又は以外のガスのいずれか 塩化水素のように一般則で毒性ガスに該当しないガスの混合物は、耐震告示第1条第11号の規定にて一般則の毒性ガスであることが規定されている第三種毒性ガスには該当しないこととなります。</p>	<p>混合ガスは混合されるガスの数、ガスの種類及び混合比により多様な性質を有するため、混合ガスの毒性の分類には個別の判断を要しており、個別にお問い合わせください。頂きました御指摘は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

3	<p>付属冷凍設備の耐震設計 (内容) 「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」第1条 一般則、液石則及びコンビ則適用の「製造設備の冷凍の用に供する冷凍設備(いわゆる「付属冷凍設備」)」の耐震設計上の「凝縮器」、「受液器」及び「配管」の定義を明確にしてください</p> <p>(理由) 「一般高圧ガス保安規則」第6条第1項本文ただし書き後段に「製造設備の冷凍の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」と特例が規定されています。さらに「高圧ガス保安法及び関係政省令に運用及び解釈について(内規)(以下、「基本通達」) (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係の第1項本文にて、冷凍則の技術上の基準を準用できる付属冷凍設備は間接冷却式のものに限定し、準用する規定を耐圧試験、気密試験、強度、材料及び圧力計・安全装置に限っています。よって一般則適用の(定置式製造設備の)付属冷凍設備の耐震設計の基準は間接冷却式、直接膨張式ともに一般則第6条第1項第17号によることとなります。(液石則、コンビ則も同じ) 一般則による場合、耐震設計の対象設備は以下になります。 「凝縮器」は「塔(高圧ガス設備(貯槽を除く。))であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが5m以上のもの)」に該当。なお、基本通達(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係8.(1)により「たて置きのもの」に限定されます。なお、液石則では「塔」は省かれています。 「受液器」は「貯槽(貯蔵能力が300m³又は3t以上のものに限る。)」に該当。なお、受液器の貯蔵能力算出方法の規定が必要です。 「配管」は「配管(高圧ガス設備に係る地盤面上の配管(外径45mm以上のものに限る。))であつて、地震防災遮断弁(省略)で区切られた間の内容積が3m³以上のもの 又は 塔槽類(省略)から地震防災遮断弁までの間のものをいう。)」となり、対象となる配管や内容積の算出は基本通達(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係8.(2)及び(3)に基づきます。</p> <p>一方、冷凍則における耐震設計の対象設備は以下の通りで、一般則による場合と耐震設計を要する設備の範囲が異なります。 「凝縮器」は「縦型円筒型で胴部の長さが5m以上のもの」 「受液器」は「内容積が5000リットル以上のもの」 「配管」は「冷媒設備に係る地盤面上の配管(外径45mm以上のものに限る。))であつて、内容積が3m³以上のもの 又は 凝縮器及び受液器に接続されているもの」</p> <p>耐震告示の改正に合わせて、定義の明確化と明文化をご検討ください。</p>	<p>いわゆる付属冷凍設備の「凝縮器」、「受液器」、「配管」につきましては、ご指摘の通り適用される各省令で定義される設備のうち該当するもので規制を受けることとなります。また、同じ設備であっても適用される省令が異なる場合には耐震基準の対象となる基準も異なることとなります。各省令での設備の定義と規制は明確であります。個別の設備ごとにどの設備としての規制となるのかの判断に迷われる場合には、各管轄行政にご確認ください。</p>
4	<p>全般的にであるが、法人事業者による申請・届出他では法人番号の提出を行わせるようにされたい。 よって、各省令・告示の提出項目及び様式において法人番号についての提出の記述及び記載欄を追加されたい。</p>	<p>頂いた御指摘は、今後、法人番号利用の利便性等を含めた検討の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>耐圧試験等の試験の位置づけの変更【国際容器則及び国際容器則告示関係】 →この見切り発車的対応は不適切であると考え。 法的・法学的にはともかくとして、論理的・工学的には試験に合格してからの組み込みを行うのが適切であるはずである。 安全のため、この改正については取り止めていただきたい。 (ただし、開発段階等における私有地内での組み込みについては、他危険物取扱いの基準に反していない場合には不可ではないとするのは妥当であると思われるので、その点については意見を言うておく。)</p>	<p>国際協定期則第134号9.3.に定める試験(耐圧試験等)は、国際協定期則上は品質管理の方法として位置づけられており、必ずしも車体への組み込み前の合格を要するものではありません。 また、当該試験合格前の容器について出荷許可を行う場合、安全性を担保するため、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準について(20160613商局第4号)「別添4 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈」第31条第3項において、日本工業規格 Z9020(2016)に定める方法による監視測定を行っていることを要することとしました。さらに、当該試験に不合格となった場合に不合格の容器と同じ組で製造された容器を回収する手順を構築し、文書化することを求めています。 このため、原改正案の通りとさせていただきます。</p>
6	<p>標章の掲示の方法の合理化【国際容器則告示関係】 →性能表示についてはすべきと考える。</p>	<p>御意見をいただき、ありがとうございます。</p>

7	<p>国際相互承認に係る容器保安規則6条の2 →条件を付けずに「標章」とすべきであるとする。(一目で見分ける印があるのは重要であるとする。) また、1号及び2号において「適切な解析方法を用いて」のうち「解析」という部分については不要なので削除を行うべきであるとする。</p>	<p>海外認定容器について、協定規則に従って行った刻印又は標章は必要ですが、第6条の2第1号及び第2号に定める刻印又は標章の掲示は、「条件」ではなく、任意のものです。このため、原改正案の通りとさせていただきます。 また、当該容器について、容器に使用上の支障が起こらない許容傷深さを確認するためには、適切な解析が必要となるため、正確性の観点から「適切な解析方法を用いて」の表現の通りとさせていただきます。</p>
8	<p>特定設備検査規則 56条1項8号の性能についての記述は削らず継続して行うべきであるとする。削除について取り止められたい。 様式については様式第11について内容を省かず従前の9～11を残したまま、新たに「その他耐震性能に関すること」という形で追加の項を設けての改正を行う事とされたい。(様式第2、7、24、25、26についても同主旨の意見を行う。)</p>	<p>性能規定化に伴い新たに「耐震性能に関すること」の欄を設けることで、性能規定化により削除された項目の情報はこの欄に記述されるようになります。また、今後耐震性能に関し必要とされる情報の記述にも対応できるようになります。なお、この欄の取扱いにつきましては、関係機関の事務処理要領等において必要な整備が行われる予定です。 このため、原案の通りとさせていただきます。</p>
9	<p>耐震基準の性能規定化 →最低基準的な基準は策定しておくべきであるとする。</p> <p>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示1条1項 →旧16～23号が他での定めにより内容として改正後の定め概ね取り込まれているのであれば不可ではないが、そうでない場合改正に反対である。従前のままの記述とされたい。</p> <p>3条 →他での定めにより内容として改正後の定め概ね取り込まれているのであれば不可ではないが、そうでない場合改正に反対である。従前のままの記述とされたい。</p>	<p>改正後の耐震告示において、設備が保有すべき耐震性能を規定しております。今般の性能規定化では、現行の耐震告示で示す基準以外の基準も用いることが可能となり、その基準は改正後の耐震告示の関係通達の別表に例示基準として提示される予定です。 現行の耐震告示で規定されている詳細基準は同様の内容が例示基準でも規定されます。 このため、原案の通りとさせていただきます。</p>